建　政　－　９　５　５
令和４年　８月２３日

各建設業関係団体の長　　様

秋田県建設部長
（公印省略）

法定福利費の適切な支払いを確認するための取扱いの
制定等について（通知）

県が発注する建設工事の請負代金内訳書の提出については、工事請負契約書に添付する契約事項第３条に規定されているところですが、このたび、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（令和４年６月１日付け総務大臣・国土交通大臣連名通知）」による要請等を踏まえ、県発注工事における法定福利費の適切な支払いを確認するための取扱いを定めましたのでお知らせします。

また、この取扱いの制定に伴い、別添のとおり関係要綱等の一部を改正しましたのでお知らせします。

つきましては、貴会の会員に対する周知について、御協力くださるようお願いします。

【制定】
・法定福利費の適切な支払いを確認するための取扱い

【一部改正】
・工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準
・建設産業における生産システム合理化指導要綱
・建設工事の入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領

担当：建設政策課建設業班
電話：018－860－2425

法定福利費の適切な支払いを確認するための取扱いについて

（令和４年８月２３日建政－９５５）

１　契約担当者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費額について、予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費の概算額（以下「予定価格に占める法定福利費概算額」という。）との比較により、法定福利費に相当する額が適切に請負契約に計上されていることを確認する。

２　予定価格に占める法定福利費概算額は、別表で定める工種別の算定基礎額に算定率を乗じて算定することとし、算定に当たっては、別添「予定価格に占める法定福利費概算額の算定シート」を活用する。

３　契約担当者は、以後の発注において予定価格を類推させる恐れがないと認められる場合は、算定された予定価格に占める法定福利費概算額を、建設工事の入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領第２条第１項第４号に掲げる事項とともに公表する。

４　受注者により明示された法定福利費額が、予定価格に占める法定福利費概算額の２分の１を下回るときは、契約担当者は受注者に対して算出根拠の確認を指示し、誤記等があれば訂正を指示する。

５　受注者による算出根拠の確認を経てもなお受注者により明示された法定福利費額が、予定価格の法定福利費概算額の２分の１を下回るときは、契約担当者は別記書式に受注者が提出した請負代金内訳書及び予定価格に占める法定福利費概算額算定シートを添えて建設政策課長に報告する。

６　建設政策課長は、類似事案の発生頻度等を踏まえ、担当者に建設業法に基づく下請負等実地調査の実施を指示するなど、法定福利費の適切な支払いを確認する。

附　則

1　この取扱いは、令和４年８月２３日から施行する。

2　この取扱いの制定に伴う改正後の要綱等の規定は、令和４年１０月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

3　前項の規定に関わらず、３の規定については、令和４年１１月４日以降に入札結果・契約内容等を公表する建設工事から適用する。

（別記書式）

文　書　番　号
年　月　日

建設政策課長

契約担当者

法定福利費の適切な支払いを確認するための取扱いに基づく
確認結果について（報告）

このことについて、「法定福利費の適切な支払いを確認するための取扱いについて（令和４年８月２３日付け建政－９５５）」に基づき確認した結果、受注者により明示された法定福利費額が、予定価格に占める法定福利費概算額の２分の１を下回っているので報告します。

１　工事名
２　受注者名
３　添付書類
①請負代金内訳書
②予定価格に占める法定福利費概算額の算定シート

担当：

（別表）

工種	算定基礎額	算定率	留意点
(国交)河川工事	工事価格(消費税除く)	3.95	
(国交)河川・道路構造物工事	工事価格(消費税除く)	3.52	
(国交)海岸工事	工事価格(消費税除く)	3.41	
(国交)道路改良工事	工事価格(消費税除く)	3.66	
(国交)鋼橋架設工事	工事価格(消費税除く)	2.81	
(国交)PC橋工事	工事価格(消費税除く)	3.83	
(国交)舗装工事	工事価格(消費税除く)	3.89	
(国交)砂防・地すべり等工事	工事価格(消費税除く)	4.10	
(国交)公園工事	工事価格(消費税除く)	4.10	
(国交)電線共同溝工事	工事価格(消費税除く)	4.31	
(国交)情報ボックス工事	工事価格(消費税除く)	4.07	
(国交)橋梁保全工事	工事価格(消費税除く)	3.90	
(国交)道路維持工事	工事価格(消費税除く)	4.68	
(国交)河川維持工事	工事価格(消費税除く)	6.40	
(国交)共同溝工事(1)	工事価格(消費税除く)	4.31	
(国交)共同溝工事(2)	工事価格(消費税除く)	3.01	
(国交)トンネル工事	工事価格(消費税除く)	4.58	
(国交)コンクリートダム工事	工事価格(消費税除く)	4.16	
(国交)フィルダム工事	工事価格(消費税除く)	2.29	
(国交)下水道工事(1)	工事価格(消費税除く)	4.03	
(国交)下水道工事(2)	工事価格(消費税除く)	4.40	
(国交)下水道工事(3)	工事価格(消費税除く)	3.83	
(国交)下水道工事(4)	工事価格(消費税除く)	3.49	
(国交)営繕工事	工事価格(消費税除く)	5.00	
(国交)昇降機設備工事	工事価格(消費税除く)	2.00	
(農)ほ場整備工事	工事価格(消費税除く)	5.67	
(農)農用地造成工事	工事価格(消費税除く)	4.53	
(農)舗装工事	工事価格(消費税除く)	3.89	
(農)道路改良工事	工事価格(消費税除く)	3.66	
(農)水路トンネル工事	工事価格(消費税除く)	3.28	
(農)水路工事	工事価格(消費税除く)	5.28	
(農)排水路工事	工事価格(消費税除く)	4.58	
(農)河川工事	工事価格(消費税除く)	3.95	
(農)管水路工事	工事価格(消費税除く)	4.16	
(農)管更生工事	工事価格(消費税除く)	3.49	
(農)畑かん施設工事	工事価格(消費税除く)	3.57	
(農)干拓工事	工事価格(消費税除く)	3.17	
(農)海岸工事	工事価格(消費税除く)	3.41	
(農)コンクリート補修工事	工事価格(消費税除く)	5.19	
(農)ため池工事	工事価格(消費税除く)	4.40	
(農)その他土木工事(1)	工事価格(消費税除く)	3.86	
(農)その他土木工事(2)	工事価格(消費税除く)	4.89	
(農)フィルダム工事	工事価格(消費税除く)	2.29	
(農)コンクリートダム工事	工事価格(消費税除く)	4.16	
(農)施設機械設備工事	据付工事原価	1.49	
(農)鋼橋製作架設工事	工事価格から工場製作原価を除いた額	2.81	
(農)電気通信設備工事	据付工事価格	3.86	
(水)漁港漁場関係工事_浚渫工事	予定価格(消費税含む)	3.45	合併積算における予定価格の額は現場工事価格とする。
(水)漁港漁場関係工事_構造物工事	予定価格(消費税含む)	2.60	合併積算における予定価格の額は現場工事価格とする。
(水)海岸工事(水産庁所管)	予定価格(消費税含む)	3.41	合併積算における予定価格の額は現場工事価格とする。
(林)河川工事	工事価格(消費税除く)	3.95	
(林)河川・道路構造物工事	工事価格(消費税除く)	3.52	
(林)治山・地すべり工事	工事価格(消費税除く)	4.10	
(林)海岸工事	工事価格(消費税除く)	3.41	
(林)森林整備A	工事価格(消費税除く)	4.10	
(林)森林整備B	工事価格(消費税除く)	―	
(林)道路工事	工事価格(消費税除く)	3.66	
(林)鋼橋架設工事	工事価格(消費税除く)	2.81	
(林)PC橋工事	工事価格(消費税除く)	3.83	
(林)舗装工事	工事価格(消費税除く)	3.89	
(林)公園工事	工事価格(消費税除く)	4.10	
(林)橋梁保全工事	工事価格(消費税除く)	3.90	
(林)道路維持工事	工事価格(消費税除く)	4.68	
(林)トンネル工事	工事価格(消費税除く)	4.58	
(港湾)港湾浚渫工事	予定価格(消費税含む)	3.45	合併積算における予定価格の額は現場工事価格とする。
(港湾)港湾構造物工事	予定価格(消費税含む)	2.60	合併積算における予定価格の額は現場工事価格とする。
(港湾)港湾海岸工事	予定価格(消費税含む)	3.41	合併積算における予定価格の額は現場工事価格とする。

予定価格に占める法定福利費概算額の算定シート

工事名

※ 工事名を入力してください。

工事番号

※ 工事番号を入力してください。

工種

※ 工種を選定してください。

法定福利費の平均割合

法定福利費概算額

乖離判定額

法定福利費の適切な支払いを確認するための取扱いの制定に伴う
関係要綱等の一部改正　新旧対照表

○工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準（平成８年３月27日付け監－1865）　新旧対照表

新	旧
第３条関係 １　工程表については、契約担当者及び契約者を拘束するものではないが、協議を行う場合において参考資料として用いるものであること。 ２　請負代金内訳書については、契約担当者の承認を要せず、契約担当者及び契約者を拘束するものではないので、第24条の規定による請負代金額の変更、第29条の規定による天災その他不可抗力による損害の負担、第37条の規定による部分払等を行う場合は設計書の内訳により行うものとすること。 ３　請負代金内訳書に明示された法定福利費が予定価格に占める法定福利費概算額の２分の１を下回るときは、契約者に対して算出根拠の確認を指示するものとする。	第３条関係 １　工程表については、契約担当者及び契約者を拘束するものではないが、協議を行う場合において参考資料として用いるものであること。 ２　請負代金内訳書については、契約担当者の承認を要せず、契約担当者及び契約者を拘束するものではないので、第24条の規定による請負代金額の変更、第29条の規定による天災その他不可抗力による損害の負担、第37条の規定による部分払等を行う場合は設計書の内訳により行うものとすること。

○建設産業における生産システム合理化指導要綱（平成４年２月20日付け監－1640）　新旧対照表

新	旧
第４　適正な契約の締結 （１）契約締結のあり方 建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、契約の締結に当たって、次の事項を遵守するものとする。また、建設工事の内容や工期・工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についても、これに準ずるものとする。 ア　建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。 イ　契約の当事者は、対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。 ウ　請負価格は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとすること。また、消費税相当分を計上すること。 エ　請負価格の決定は、国土交通省の作成したマニュアルに準拠して算定した法定福利費を明示した見積り及びその協議を行う等の適正な手順によること。	第４　適正な契約の締結 （１）契約締結のあり方 建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、契約の締結に当たって、次の事項を遵守するものとする。また、建設工事の内容や工期・工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についても、これに準ずるものとする。 ア　建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。 イ　契約の当事者は、対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。 ウ　請負価格は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとすること。また、消費税相当分を計上すること。 エ　請負価格の決定は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿見積り及びその協議を行う等の適正な手順によること。

オ　下請契約の締結後、正当な理由がないのに請負価格を減じないこと。	オ　下請契約の締結後、正当な理由がないのに請負価格を減じないこと。

○建設工事の入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領（平成27年4月3日付け26建政－2104）　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>様式２－（1）中　右上部分
<table><tr><td colspan="4">入　札　結　果　等</td></tr><tr><td colspan="3">入札（見積徴取）年月日</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">予定価格　円</td><td>a</td><td></td></tr><tr><td>うち消費税　円</td><td></td><td>b</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">入札比較価格　円</td><td>a-b</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">請負・委託決定額(落札価格×1.10)　円</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">低入札調査基準価格（消費税抜き）　円</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">失格判断基準</td><td colspan="2">失格判断基準価格</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">簡易調査①</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">簡易調査②</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">最低制限価格（消費税抜き）　円</td><td>非該当</td></tr><tr><td colspan="3">予定価格に占める法定福利費概算額　円</td><td></td></tr></table>
様式２－（1）中　表下段の注意書き
指名競争入札
（注）「入札参加要件充足状況（指名理由）」の各項目は、一般競争入札及び公募型指名競争入札にあっては当該工事の入札参加に必要な要件を、通常の指名競争入札にあっては当該業者を指名した理由をいうものであり、○×は各業者の当該要件又は理由の有無を表しています。
「失格判断基準価格」で低入札調査を終了した場合は、「簡易調査①・簡易調査②」の記載を省略しています。

条件付き一般競争入札</td><td>様式２－（1）中　右上部分
<table><tr><td colspan="4">入　札　結　果　等</td></tr><tr><td colspan="3">入札（見積徴取）年月日</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">予定価格　円</td><td>a</td><td></td></tr><tr><td>うち消費税　円</td><td></td><td>b</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">入札比較価格　円</td><td>a-b</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">請負・委託決定額(落札価格×1.10)　円</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">低入札調査基準価格（消費税抜き）　円</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">失格判断基</td><td colspan="2">失格判断基準価格（１）</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">失格判断基準価格（２）・イ</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">失格判断基準価格（２）・ロ</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">最低制限価格（消費税抜き）　円</td><td></td></tr></table>
様式２－（1）中　表下段の注意書き
指名競争入札
（注）「入札参加要件充足状況（指名理由）」の各項目は、一般競争入札及び公募型指名競争入札にあっては当該工事の入札参加に必要な要件を、通常の指名競争入札にあっては当該業者を指名した理由をいうものであり、○×は各業者の当該要件又は理由の有無を表しています。
「失格判断基準価格(1)」で低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格(2)」の記載を省略しています。工事における「失格判断基準価格(2)」は、「失格判断基準価格(2)・イ」欄に記載しています。

条件付き一般競争入札</td></tr>
</table>

（注）　条件付き一般競争入札については、開札後に落札候補者のみ入札参加資格の確認を行う事後審査方式を採用しています。 「失格判断基準価格」で低入札調査を終了した場合は、「簡易調査①・簡易調査②」の記載を省略しています。	（注）　条件付き一般競争入札については、開札後に落札候補者のみ入札参加資格の確認を行う事後審査方式を採用しています。 「失格判断基準価格(1)」で低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格(2)」の記載を省略しています。工事における「失格判断基準価格(2)」は、「失格判断基準価格(2)・イ」欄に記載しています。
条件付き一般競争入札（総合評価落札方式） （注）　秋田県での総合評価落札方式の「技術提案型」、「施工計画型」、「簡易型」をそれぞれ「標準型」、「簡易型施工タイプ」、「簡易型実績確認タイプ」と記載し、「技術評価点」を「価格以外の評価点」と記載しています。（別紙「総合評価項目内訳」も同じ） ○×は、各業者の当該要件の該当の有無を表しています。ただし、簡易型実績確認タイプについては、入札参加要件及び技術資料の審査は落札候補者のみ対象としています。 「失格判断基準価格」で低入札調査を終了した場合は、「簡易調査①・簡易調査②」の記載を省略しています。 「価格評価点②」は、入札公告で示した算定式で算出したものです。	条件付き一般競争入札（総合評価落札方式） （注）　秋田県での総合評価落札方式の「技術提案型」、「施工計画型」、「簡易型」をそれぞれ「標準型」、「簡易型施工タイプ」、「簡易型実績確認タイプ」と記載し、「技術評価点」を「価格以外の評価点」と記載しています。（別紙「総合評価項目内訳」も同じ） ○×は、各業者の当該要件の該当の有無を表しています。ただし、簡易型実績確認タイプについては、入札参加要件及び技術資料の審査は落札候補者のみ対象としています。 「失格判断基準価格（１）」で低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格（２）」の記載を省略しています。工事の「失格判断基準価格（２）」は、「失格判断基準価格（２）・イ」に記載しています。 「価格評価点②」は、入札公告

	で示した算定式で算出したものです。
【様式２の記載上の留意事項】 様式2-(1)関係（記載例参照） １～12　略 13　「予定価格に占める法定福利費概算額　円」欄は、以後の発注において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合に記入すること。	【様式２の記載上の留意事項】 様式2-(1)関係（記載例参照） １～12　略
（参考２） **公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）** 略	（参考２） **公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）** 略
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成１３年政令第３４号） 略	**公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成１３年政令第３４号）** 略
公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成１３年３月９日閣議決定） 第２　入札及び契約の適正化を図るための措置 １　主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項 （１）入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること 入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかに	**公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成１３年３月９日閣議決定）** 第２　入札及び契約の適正化を図るための措置 １　主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項 （１）入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること 入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかに

する上で不可欠であることから、入札及び契約に係る情報については、公表することを基本とし、法第２章に定めるもののほか、次に掲げるものに該当するものがある場合（ロに掲げるものにあっては、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。）においては、それについて公表することとする。この場合、各省各庁の長等において、法第２章に定める情報の公表に準じた方法で行うものとする。なお、公表の時期については、令第４条第２項及び第７条第２項において個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した後、遅滞なく、公表することを原則としつつ、令第４条第２項ただし書及び第７条第２項ただし書に掲げるものにあっては契約締結前の公表を妨げないとしていることを踏まえ、適切に行うこととする。 イ～ワ　略	する上で不可欠であることから、入札及び契約に係る情報については、公表することを基本とし、法第２章に定めるもののほか、次に掲げるものに該当するものがある場合（ロに掲げるものにあっては、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。）においては、それについて公表することとする。この場合、各省各庁の長等において、法第２章に定める情報の公表に準じた方法で行うものとする。なお、公表の時期については、令第４条第２項及び第７条第２項において個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した後、遅滞なく、公表することを原則として いることを踏まえ、適切に行うこととする。 イ～ワ　略
公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号） 略	**公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）** 略
発注関係事務の運用に関する指針（平成２７年１月３０日） Ⅱ．発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項 １　工事 １－２　工事入札契約段階 （公正性・透明性の確保、不正行為の排	**発注関係事務の運用に関する指針（平成２７年１月３０日）** Ⅱ．発注関係事務の適切な実施について １．発注関係事務の適切な実施 （３）入札契約段階 （公正性・透明性の確保、不正行為の排

除） （略） 入札及び契約に係る情報については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）（以下「入契法」という。）第２章及び同法第１７条第１項による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成１３年３月９日閣議決定）に基づき、適切に公表することとし、競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により技術提案の評価の方法等を明らかにするとともに、早期に評価の結果を公表する。 （略）	除） （略） 入札及び契約に係る情報については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第２章及び同法第１７条第１項による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成１３年３月９日閣議決定）に基づき、適切に公表することとし、競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により技術提案の評価の方法等を明らかにするとともに、早期に評価の結果を公表する。 （略）